

2022年6月1日発行



宮城労働局メールマガジン

目 次

1. 労働保険年度更新手続きが始まります。
2. 年度更新手続きには、電子申請が便利です。
3. 労働保険料の納付は口座振替が便利です。
4. 中小企業の退職金 国の制度がサポート
5. 宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）のお知らせ
6. 外国人雇用はルールを守って適正に
7. 「もにす認定企業」を目指しませんか！
8. アルバイトの労働条件を確かめよう！

1. 労働保険年度更新手続きが始まります。

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続きが必要です。

この手続きを「年度更新」といいます。

手続き期間は6月1日から7月11日までです。期限が近づくほど混雑する傾向にありますので、お早めの手続きをお願いします。

●令和4年度労働保険の年度更新期間について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/roudouhoken21/index.html

2. 年度更新手続きには、電子申請が便利です。

電子申請にすると、開庁時間に関わらず、自宅やオフィスから、いつでも提出することができます。新型コロナウイルス感染拡大防止の一環になりますので、これを機に、是非、電子申請による手続きをご検討ください。

●労働保険関係手続の電子申請について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/denshi-shinsei.html

3. 労働保険料の納付は口座振替が便利です。

貴社ではどのような方法で労働保険料を納付していますか。現金納付やインターネットバンキングも可能ですが、口座振替がもっとも便利です。

口座振替は、既に会社の口座を開設している金融機関に申込をすることでご利用できるようになります。手数料がかかりませんし、なにより通常の納期限よりもゆとりができます。引き落とし前に葉書でお知らせしますし、引き落とし後は、結果を葉書でお知らせします。

前述の電子申請と同様、この機会に是非ご検討ください。なお、この口座振替については申込締切日がありますので、厚生労働省ホームページでご確認ください。

●労働保険料等の口座振替納付について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/hokenryou/index.html

【お問合せ先】労働保険徴収課（022-299-8842）

4. 中小企業の退職金 国の制度がサポート

「中小企業退職金共済制度（中退共）」は、中小企業のための国の退職金制度で、下記の特徴があります。

- ① 新規加入や掛金の増額の場合、掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立で管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税で手数料もかかりません。

退職金制度があることは従業員のやる気にもつながり、人材定着の効果も期待できます。中小企業事業主のみなさん、ぜひ中退共をご活用ください。

【お問合せ先】独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部（03-6907-1234）

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

5. 宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）のお知らせ

県では、県内沿岸部に所在する事業所において、令和4年1月1日以降に東日本大震災で被災した方を雇用した中小企業の事業主を対象として、「宮城県事業復興型雇用創出助成金」を支給し、雇入れの支援を行います。

◆助成金額：労働者1人当たり3年間で最大120万円（1事業所当たり総額2千万円が上限）

◆受付期間：令和4年6月8日（水）から令和4年7月7日（木）まで（消印有効）

●宮城県事業復興型雇用創出助成金HP

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyosei-top.html>

【お問合せ先】宮城県雇用対策課 雇用創出支援班
(022-797-4661)

6. 外国人雇用はルールを守って適正に

人手不足等を背景として、高度な技術や知識を身につけた外国人の方を活用している事業主の方や特定技能外国人を雇用している事業主の方、外国人技能実習生を受け入れている事業主の方、外国人留学生をアルバイトとして雇用している事業主の方がいらっしゃると思います。

外国人の雇入れ、離職の際は、その氏名や在留資格などをハローワークに届け出ることが義務づけられています。

6月の「外国人労働者問題啓発月間」にあたり、届出が適切に行われているか確認をお願いします。

また、外国人がその能力を十分に発揮できるよう、雇用管理が適切であるか、この機会に今一度確認していただくようお願いいたします。

●外国人を雇用する上でのルール

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11.html

●外国人労働者の安全衛生対策について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

【お問合せ先】 職業対策課 (022-299-8062)
健康安全課 (022-299-8839)

7. 「もにす認定企業」を目指しませんか!

もにす認定制度は、令和2年4月に施行された障害者雇用に関する優良な取り組みを行う中小事業主を認定する制度です。認定を受けると障害者の雇用と定着に積極的に取り組む優良な事業主として社会的認知度を高めることができます。

宮城労働局においてはこれまで3社が認定を受け障害者雇用のモデル企業として社会から注目をあびています。

認定に向けてご関心をお持ちいただいた場合には遠慮無く下記担当までお問い合わせ下さい。お待ちしております。

認定を受けられた企業の紹介はこちらから↓
[miyagi-roudoukyoku> Monisu-nintei](#)

【お問合せ先】 職業対策課 (022-299-8062)

8. アルバイトの労働条件を確かめよう!

学生アルバイト等のトラブル防止のために、学生等を対象として、4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施しています。

●詳細

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24965.html

【お問合せ先】 雇用環境・均等室 (022-299-8834)